

天塩町の保育料について

天塩町認定こども園の利用者負担月額表

(単位: 円)

階層区分		3号認定子ども(3歳未満児)			
		保育標準時間認定		保育短時間認定	
		国基準	町利用料	国基準	町利用料
第1階層	生活保護世帯	0	0	0	0
第2階層	第1階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯	9,000	4,500	9,000	4,500
第3階層	第1階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯の内、所得割の額が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	19,500	9,700	19,300
第4階層		97,000円未満	30,000	15,000	29,600
第5階層		169,000円未満	44,500	15,000	43,900
第6階層		301,000円未満	61,000	22,200	60,100
第7階層		397,000円未満	80,000	30,500	78,800
第8階層		397,000円以上	104,000	30,500	102,400

※(1号認定・2号認定)3歳児～5歳児の保育料は令和元年10月より無償化となっています。

2. 天塩町認定こども園の利用者負担月額表〔ひとり親世帯等※〕

(単位: 円)

階層区分		3号認定子ども(3歳未満児)			
		保育標準時間認定		保育短時間認定	
		国基準	町利用料	国基準	町利用料
第1階層	生活保護世帯	0	0	0	0
第2階層	第1階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯	9,000	0	9,000	0
第3階層	第1階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯の内、所得割の額が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	19,500	4,300	19,300
第4階層		97,000円未満	30,000	7,500	29,600

※1 ひとり親世帯等とは、年収約360万円未満(市町村民税の所得割額が77,101円未満)該当の「ひとり親家庭」「在宅障害児(者)のいる世帯」「生活困窮世帯」です。

3. 雄信内へき地保育所

(単位: 円)

階層区分		3号認定子ども(3歳未満児)	
		町利用料	
第1階層	生活保護世帯	0	
第2階層	第1階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯	3,500	
第3階層	第1階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯の内、所得割の額が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	9,600
第4階層		97,000円未満	13,300

※(1号認定・2号認定)3歳児～5歳児の保育料は令和元年10月より無償化となってい